

財務省告示第百三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年二月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年三月一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名称								記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格					
	第十回	第十回	第九回	第七回	第七回 （二十年）	第七回	第二百三回	第二百三回				第二百三回 （十年）				
五百一億円	十億円	十億円	六億円	五十億円	五十億円	六十億円	百六十億円	百五十億円	百六十円十七銭五厘	百六十円十七銭九厘	百六十円十八銭四厘	百二十円六十三銭七厘	百二十円六十四銭三厘	百二十二円八十六銭	百二十二円三十三銭	七十二円三十三銭七厘